

新宿区障害者施策推進協議会専門部会要綱

(設 置)

第1条 新宿区障害者施策推進協議会条例第8条に基づき、新宿区障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の下に新宿区障害者施策推進協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、新宿区障害者計画の見直しに関する事項、新宿区障害福祉計画の見直しに関する事項について審議する。

(組 織)

第3条 専門部会は、協議会委員で構成し、協議会会長が指名する委員をもって組織する。

2 会長は、協議会会長とし、副会長は会長が指名する。

(会 議)

第4条 専門部会は、会長が招集する。

2 会長に事故があるときは、副会長が職務を代理する。

(報 告)

第5条 会長は、専門部会における審議の経過及び結果を協議会に報告する。

(庶 務)

第6条 専門部会の庶務は、福祉部障害者福祉課が担当する。

附 則

この要綱は、平成16年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月27日から施行する。